

～第1種踏切道において発生した、列車と無人の軽貨物自動車との衝突による列車脱線事故～

鉄道事業者名：阪急電鉄株式会社

事故種類：列車脱線事故

発生日時：令和2年11月23日 19時42分ごろ

発生場所：兵庫県神戸市

神戸線 六甲駅^{みかげ}～御影駅間（複線）

高羽踏切道（第1種踏切道：踏切遮断機及び踏切警報機あり）

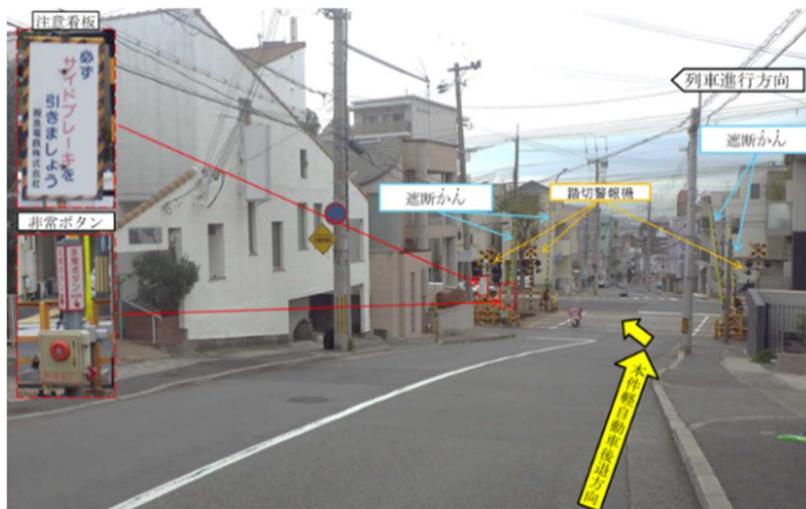
大阪梅田駅起点27k423m付近

<概要>

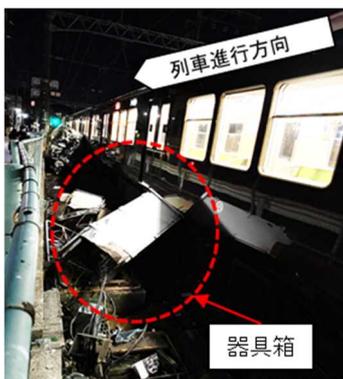
阪急電鉄株式会社の新開地^{しんかいち}発大阪梅田行きの上り特急第K1906列車の運転士は、令和2年11月23日（月）、六甲駅～御影駅間を速度約85km/hで走行中、高羽踏切道（第1種踏切道）に進入してきた軽貨物自動車を認めたため、直ちに非常ブレーキを使用した。列車は同自動車と衝突して、1両目の前台車全2軸が左側に脱線した。なお、同自動車は無人で坂道を下ってきた。

この事故により、乗客1名が負傷した。

<高羽踏切道の状況>



<鉄道施設の主な損傷状況>



<軽貨物自動車の損傷状況>



<原因>

本事故は、高羽踏切道に列車が接近し遮断かんが降下している状況において、軽貨物自動車が無人のまま坂道を後退して同踏切道に進入し、進行してきた列車と衝突したことにより、列車が脱線したものと推定される。

列車が脱線したことについては、同列車の前面左下部に衝突した同自動車の衝撃に加え、巻き込まれた同自動車の部品が1両目前台車第1軸目の左車輪とレールの間に入り込み、第1軸目の左車輪が乗り上げて脱線、さらに、この部品から受ける衝撃と脱線した車輪から受ける振動によって、第2軸目の左車輪がレールに乗り上げて脱線したものと考えられる。

なお、軽貨物自動車が後退したことについては、停めた場所が坂道であったにもかかわらず、自動車運転者が、軽貨物自動車の停止状態を保つ必要な措置が不十分な状態で軽貨物自動車から離れたことによるものと考えられる。

<再発防止のために望まれる事項>

本事故は、高羽踏切道と交差する市道の高羽北2号線において、自動車運転者が、軽貨物自動車の駐車ブレーキのブレーキ力が不足した状態で、運転席を離れたことによるものと考えられる。また、以前には、踏切待ちをしていた自動車のブレーキが緩み踏切に進入する事故も発生している。

このため、地元警察署は、道路管理者や鉄道事業者と協力し、同市道の駐車取締りや監視を強化する必要がある。さらに、同市道を通行する自動車の運転者に対して、やむを得ず自動車を停める場合は、停止状態を保つ必要な措置を十分に行うよう、停車する際のブレーキ扱い、マニュアル車は、ギヤは平地や下り坂ではバックに、上り坂ではローに入れておくこと、オートマチック車は、チェンジレバーをP（パーキング）に入れておくこと及び輪止めの活用の重要性を引き続き徹底させることが望ましい。

詳細は、[運輸安全委員会ホームページ \(http://www.mlit.go.jp/jtsb\)](http://www.mlit.go.jp/jtsb) より、[鉄道事故調査報告書](#)をご覧ください。